改正後

福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、全身性障がい者(児)及び知的障がい者(児)(以下、「全身性障がい者等」という。)の多様な支援ニーズに対応したサービスを提供するため、居宅介護等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術の習得を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、福岡県又は福岡県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、移動介護従業者として従事すること を希望する者、従事することが確定している者又は既に従事してい る者とする。

4 研修の内容

本研修は、全身性障がい者研修課程、知的障がい者研修課程の2 課程とし、研修の方法、時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

<u>ア</u> <u>方法</u>

改正前

福岡県移動介護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この事業は、全身性障害者(児)及び知的障害者(児)(以下、「全身性障害者等」という。)の多様な支援ニーズに対応したサービスを提供するため、居宅介護等従事者等による外出時の移動の介護に関する適切な知識及び技術の習得を図るものである。

これによって、全身性障害者等の社会参加を促進し、障害者福祉の増 進に資することを目的とする。

2 事業の実施

知事は、県内において、社会福祉法人、学校法人、その他法人が行う 類似の研修のうち、別に定める要件を満たすものを移動介護従業者養成 研修事業として認定し、本事業を実施する。

- 3 研修カリキュラム及び研修期間
- (1) 本研修は、全身性障害者研修課程、知的障害者研修課程の2課程とし、受講カリキュラムについては、別紙のとおりとする。

ただし、県は地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加 することがある。

(2) 各課程の受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	受講対象者	時間以上
全身性障害者研修	介護福祉士、実務者研修修了者又は修	
課程	了予定者、居宅介護従業者養成研修修了	1 0

研修は、講義及び演習により行うものとする。 なお、講義については、Web等による対応も可能とする。

- イ 研修時間
 - 1)全身性障がい者研修課程 10時間以上
 - 2) 知的障がい者研修課程 14時間以上
- <u>ウ</u> <u>カリキュラム</u>

別紙「移動介護従業者養成研修課程カリキュラム」のとおり

5 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

6 修了期間

本研修の修了認定のための履修期間は、2ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4ヶ月以内とする。

7 <u>修了の認定</u>

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書を 交付するものとする。

8 名簿の管理

(1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修

	者又は修了予定者及び介護保険上の訪	
	問介護員又は訪問介護員養成研修修了	
	予定者及び介護職員初任者研修修了者	
	又は修了予定者	
知的障害者研修課	介護福祉士、実務者研修修了者又は修	
程	了予定者、居宅介護従業者養成研修修了	1 4
	者又は修了予定者及び介護保険上の訪	
	問介護員又は訪問介護員養成研修修了	
	予定者及び介護職員初任者研修修了者	
	又は修了予定者	

注 この表において「実務者研修」とは、社会福祉及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための6月以上の研修をいう。

4 修了証明書の交付

- (1) この要綱に定める研修の課程を修了した場合、修了証書を交付す る
- (2) 知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏 名、生年月日等必 要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

5 研修事業の認定

(1) 本要綱に基づく研修事業としての認定を受けようとする者は、別

了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、 氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する ものとする。

(2) 福岡県知事(以下「知事」という。)は、事業の実施主体から 提出された名簿を適正に管理するものとする。

9 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実 施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図る ものとする。

10 事業者の指定

知事は、福岡県内において、移動介護従業者養成研修について、 事業者の指定を行うこととする。

<u>なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別</u> 途定める。

<u>附 則</u>

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。

附則

<u>(施行期日)</u>

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年4月1日か ら適用する。 紙「移動介護従事者養成研修事業認定申請の注意事項」に留意する こと。

(2) 本要綱に基づく研修事業としての認定は、別紙「福岡県移動介護 従業者養成研修事業の取扱いについて」により申請し、認定された 研修事業は同取扱いにより実施されること。

6 適用関係

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。